

## 元嘱託職員による横領事件の発生について

### 1. 事件の概要について

当事業団が管理・運営しております養護老人ホーム寿松苑では、入所者より預託を受けて、通帳・印鑑及び日用品等の購入のための小口現金の管理をしております。入所者は小口現金が必要な場合、職員に申し出て、施設長の承認を得た上で、出納担当者が現金を入所者に渡すシステムです。しかし、出納担当だった元嘱託職員（50代、女性）は、令和3年9月から令和4年2月にかけて、施設長の承認を得ずに通帳から現金を引き出すなどの不正行為を繰り返し、預かり金を横領していました。

令和5年5月、入所者の身元引受人から「通帳から用途不明な出金がある。説明してほしい」との申し出があり、内部調査の結果、本件が発覚しました。

弁護士に相談し、当時の入所者全員の通帳や小口現金の残高を確認したところ、現在、判明している被害総額は約528万円に上ります。

なお、この件は関係部局に報告済みであり、警察にも相談し、告発状を提出しました。

### 2. 身元引受人への対応

用途不明金が発見された身元引受人に対しましては、個別に連絡し、事実関係の説明と謝罪を申し上げ、被害金額を返金させていただき手続きを進めております。なお、一部の方には既に返金を完了しております。

### 3. 今後の対応について

この度の事件について、事業団として厳正に対処するとともに、再発防止に向けて金銭の管理体制を見直し、預かり金品等の取り扱いに関して、複数人によるチェック体制、事業団事務局職員による寿松苑の監督体制を強化し、通帳からの引き出し上限額を設け、併せて事業団全職員に金銭管理にかかる研修も行いました。

この度は、かかる横領事件を発生させ、入所者及び身元引受人をはじめ、当事業団に係るすべての関係者に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団  
理事長 疋田 宗義